二十　地方公務員等共済組合法施行規程第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報
［イ～ニ　略］
ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報
ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報
ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報
チ～ル　［略］
二十一～二十七　［略］

第八十七条　第二条の表八十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報
二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等に係る者に係る地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

第百九条　第二条の表百七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報
イ　出入国関係情報
ロ　在留カード関係情報
ハ　特別永住者証明書関係情報
ニ　年金給付関係情報
二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る次に掲げる情報
イ　出入国関係情報
ロ　在留カード関係情報
ハ　特別永住者証明書関係情報
ニ　年金給付関係情報

十八　［同上］
［イ～ニ　同上］
［新設］
［新設］
［新設］
ホ～チ　［同上］
十九～二十五　［同上］

第八十七条　第二条の表八十五の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会）が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表八十五の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
二　失業等給付関係情報

第百九条　［同上］
一　児童手当法第七条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は旧特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報
［新設］
［新設］
［新設］
二　児童手当法第九条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報
［新設］
［新設］
［新設］